

## 公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	県立義肢製作所		
所在地	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター2階		
所管部局・課	健康福祉部障害政策課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	支援調整係	内線	2636

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

身体障害者福祉法、群馬県立義肢製作所の設置及び管理に関する条例

### 2 施設の役割

#### (1) 設置目的

身体障害者に対し、補装具の製作・修理及び相談を行うことにより、福祉の向上と社会福祉の発展に寄与する。

#### (2) 設置当初の状況

昭和62年に群馬県社会福祉事業団に運営委託するまでは、県心身障害者福祉センターの「義肢課」として、県組織の一部であった。当時から、無料又は低額な料金で補装具の製作修理を行っており、採算が合わないということで民間が敬遠する補装具修理も積極的に対応してきた。

#### (3) 施設を取り巻く現状

補装具製作施設は民間業者にも認められており、必ずしも県による運営を必要とせず、県が直接設置している例も少ない状況であるが、義肢製作所は、民間事業者では採算面などで対応困難なケースや頻回な調整作業等が必要なケースの対応、来所困難な方のために無料で出張相談に応じるなど、セーフティネットを考慮した福祉的な補装具対応を実施している。

### 3 施設の概要

設置年月日	昭和62年4月 (昭和26年～義肢製作所、昭和44年～県立身体障害者福祉センターの「義肢課」、昭和62年～義肢製作所)
敷地面積(所有者)	－(入居施設)
主な施設(床面積、階数等)	228.70㎡ (事務室、受付・待合室、採型室、仮合わせ・試歩行室、作業室、倉庫)
建設費	－(入居施設)
備考	

#### ◇入園料・利用料等 (円)

#### ◇利用時間(休館日)

区分	金額	利用時間(休館日)
補装具支給対象者	市町村が決定した支給額	午前8時30分から午後5時30分まで(休館日:日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで)  平成25年度から第一土曜日を開館。 平成28年11月から第一土曜日に加え第三土曜日も開館。 令和元年度から第二、第三土曜日を開館に変更。
その他	実費	

4 施設における実施事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具の製作及び修理に関する業務</li> <li>・補装具に関する相談及び指導に関する業務</li> <li>・その他義肢製作所の設置の目的を達成するために必要な業務 日常生活用具、福祉用具の取次 県心身障害者福祉センターが実施する身体障害者巡回相談及び在宅訪問診査支援事業等への協力 市町村等関係機関からの補装具に関する相談への助言等</li> </ul>
--

5 管理運営コストの状況

区 分	令和2年度 (当初予算額)	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)
歳入(①)	0	0	0	0	0
歳出(②)	10,450	10,597	10,650	10,695	11,255
指定管理料	10,450	10,597	10,650	10,695	11,255
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 10,450	▲ 10,597	▲ 10,650	▲ 10,695	▲ 11,255
歳入・歳出の主な増減理由	人件費の増減等。				

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和2年度 (当初計画額)	令和元年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)
収入(①)	42,010	48,947	44,724	44,970	47,987
指定管理費	10,450	10,597	10,650	10,695	11,255
利用料金	31,560	38,347	34,043	34,272	36,684
雑収入		3	31	3	48
支出(②)	40,210	41,760	43,984	43,706	46,663
人件費	21,476	17,428	22,529	21,666	25,676
消耗品費(材料費等)	17,161	23,033	20,056	20,747	19,776
その他(事務費等)	1,573	1,299	1,399	1,293	1,211
収支(①-②)	1,800	7,187	740	1,264	1,324
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	年度毎の増減はあるが、人員配置の変更による人件費の変動等が挙げられる。				

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
常勤職員	4	2	3	3	5
非常勤職員	3	5	3	3	1
合 計	7	7	6	6	6

7 施設利用の状況

区 分	令和2年度※	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
年間利用者総数(人)	642	549	536	566	540
有料利用者数(人)	642	549	536	566	540
	—	—	—	—	—
無料利用者数(人)	—	—	—	—	—
目標利用者数(人)	642	642	640	640	570
施設稼働率(%)	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—				
利用者の主な増減理由	年度毎の増減はあるものの、H28.11より土曜日開館の拡充による利用者の利便性の向上や積極的な広報・営業活動により、徐々に利用者数が増加したと考えられる。				

※ 見込数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	設置目的である補装具の製作・修理及び相談等業務を適切に実施しており、利用者や市町村からの信頼も厚い。民間業者も参入しているが、補装具の修理や重度障害者用意思伝達装置への対応など、採算性の悪い部門への対応は不十分であり、対応困難者や難病患者等への継続的な支援の観点から、当面の間県有施設として維持することが必要。
業務等の見直し	現在でも県民からのニーズは高く、設置目的に基づいた適切な業務運営を行っている。今後は、技術者の経験を活かした後継者の育成に加え、さらなる経営改善等を継続していく必要がある。